## 競争的資金制度 繰越判断基準

府省名	担当 機関	制度名	繰越判断基準
内閣府	本府	食品健康影響評価技術研究	繰越しについては実績がなく、特に判断基準等は設定していない。
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	繰越明許費の判断基準と様式による取扱いとなっている。
	本省	地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業	21年度は繰越対象施策ではない。
	NICT	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	単年度事業のため、繰越の設定なし (国際共同研究助成金については、繰越を承認する判断基準は、個別対応となるため特に 設けていないが、広く認めるため、事前調整を図った上で行うこととしている。)
	NICT	民間基盤技術研究促進制度	特段の事情により研究内容に変更が生じ、これに伴う委託額を翌年度に繰り越す場合は、 繰り越すこととなった研究内容と理由を次年度の継続提案書に記載し、事前の審査が必 要。変更がやむを得ないものとして適当と判断した場合は、次年度、機構と委託先間で締 結する委託契約の実施計画書に繰り越した変更が反映されて契約。
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	繰越明許費の判断基準と様式による取扱いとなっている。
	JSPS	科学研究費補助金	繰越明許費要求書の事項「研究振興費のうち科学研究費補助金」の事由に該当するもの 等について財務省と協議。
	JST	戦略的創造研究推進事業 (「社会技術研究開発事業」を含む)	委託研究契約事務処理説明書の「2. 研究費の繰越し」に記載の要件を全て満たす場合、 研究機関の判断により繰越しが可能
	本省	科学技術振興調整費	事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、研究に際して事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他やむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合。
	本省	大学院教育改革推進事業(うちグローバルCOEプログラム)	事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、研究に際して事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、資材の入手難その他やむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期しがたいか否か。
	本省	世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)	事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、研究に際しての事前の調査又は研究方法の決定の困難、計画に関する諸条件、資材の入手難その他やむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合
	本省	キーテクノロジー研究開発の推進	繰越明許費要求書の事項「研究開発推進費のうち科学技術試験研究費」の事由に該当するもの等について財務省と協議
	本省	地球観測システム構築推進プラン	繰越明許費要求書の事項「研究開発推進費のうち地球観測技術等調査研究委託費」の事由に該当するもの及び事故繰越事由に該当するもの(年度内に支出負担行為をなし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの)について財務省と協議。
	本省	原子力システム研究開発事業	繰越明許費要求書の事項「電源利用対策費のうち軽水炉等改良技術確証試験等委託費 (大型混合酸化物燃料加工施設保証措置試験研究委託研究費、原子カシステム研究開 発委託費、発電用新型炉等技術開発委託費及び発電用原子炉等利用環境調査委託費に 限る。)」の事由に該当するもの及び事故繰越事由に該当するもの(年度内に支出負担行 為をなし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの)について財務省と協
	本省	政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業 〜近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究の推進〜	繰越明許費要求書の事項「研究振興費のうち科学技術試験研究費」の事由に該当するも の等について財務省と協議
	本省	特色ある共同研究拠点の整備の推進事業	繰越明許費要求書の事項「研究振興費のうち科学技術試験研究費」の事由に該当するもの等について財務省と協議
	本省	海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム	繰越明許費要求書の事項「研究開発推進費のうち科学技術試験研究委託費」の事由に該 当するもの及び事故繰越事由に該当するもの(年度内に支出負担行為をなし、避け難い事 故のため年度内に支出を終わらなかったもの)について財務省と協議。

## 競争的資金制度 繰越判断基準

		がんと	刊则 <del>签字</del>
	حاء ك		繰越明許費要求書の事項「研究開発推進費のうち原子力基礎基盤研究委託費」の事由に
文部科学省	本省	原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ	該当するもの及び事故繰越事由に該当するもの(年度内に支出負担行為をなし、避け難い
			事故のため年度内に支出を終わらなかったもの)について財務省と協議。
	本省	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発	繰越明許費要求書の事項「研究開発推進費のうち科学技術試験研究費」の事由に該当す
	4 日	アプラファマー と旧川 ひに秋光以前川元	るもの等について財務省と協議
			以下の要件を全て満たす場合、研究機関の判断により、委託研究費を研究機関に存置し
		地球規模課題対応国際科学技術協力事業	たまま繰越すことが可能。
			i)複数年度契約を締結し、次年度も研究実施期間(契約期間)が継続していること
			ii )繰越の対象となるものが、以下に該当すること
			研究費執行に係る計画・調達等の過程において、当初予想し得なかった諸条件の影響に
			より契約、納品検収が当該年度内に完了しなかったものの、次年度以降も引き続き、当初
	JST		目的を図る必要があるもの
			iii)原則として、繰越額が委託研究費(直接経費)の5%の範囲内であること
			iv)繰越制度の趣旨を踏まえ、次年度の早期に執行が完了する見込みであること
			※上記iii)に係わらず、繰越額が委託研究費(直接経費)の5%を超える場合であっても、
			研究推進上の必要性等から、JSTが事前に承認した場合は、委託研究費を研究機関に存
			置したまま繰越すことが可能。
			以下の要件を全て満たす場合、研究機関の判断により、委託研究費を研究機関に存置し
			たまま繰越すことが可能。
			i )複数年度契約を締結し、次年度も研究実施期間(契約期間)が継続していること
	JST		ii )繰越の対象となるものが、以下に該当すること
		戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型)	研究費執行に係る計画・調達等の過程において、当初予想し得なかった諸条件の影響に
			より契約、納品検収が当該年度内に完了しなかったものの、次年度以降も引き続き、当初
			目的を図る必要があるもの
			iii)原則として、繰越額が委託研究費(直接経費)の5%の範囲内であること
			iv)繰越制度の趣旨を踏まえ、次年度の早期に執行が完了する見込みであること
			※上記iii)に係わらず、繰越額が委託研究費(直接経費)の5%を超える場合であっても、
			研究推進上の必要性から、JSTが事前に承認した場合は、委託研究費を研究機関に存置
			したまま繰越すことが可能。
	JST	研究成果最適展開支援事業	繰越の理由、金額、研究開発実施上の必要性等を総合的に判断
			繰越明許費要求書の事項「研究開発推進費のうち地球観測技術等調査研究委託費」の事
	本省	宇宙利用促進調整委託費	由に該当するもの及び事故繰越事由に該当するもの(年度内に支出負担行為をなし、避け
	T' =	1 MI 1 1/ 10 NOVE WATER Y HERY	難い事故のために年度内に支出を終わらなかったもの)について財務省と協議
	JST	先端的低炭素化技術開発	戦略的創造研究推進事業に準ずる
			原則として、前金払は行わない。ただし、複数年度契約を締結している(再)委託先が国立
	JST	産学イノベーション加速事業	大学法人等の場合、必要に応じて繰越が可能。
			・交付申請書において確認できる研究計画であって、交付決定時には予想し得なかった要
	本省	厚生労働科学研究費補助金	因による、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条
			四による、明光に除じての事前の調査人は明光力式の次定の四難、計画に関する語彙 件、気象の関係及び資材の入手難その他のやむを得ない事由により、当該事業にかかる
			補助金を繰越す必要が生じた場合であり、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるもので
E at we see the			情 切 並 で 株 越 す 必 安 が 生 じ に 場 占 て め う、か う、金 年 及 内 に 元 丁 す る 元 込 か の め る もの  こ あ る こ と 。
厚生労働省	-		・繰越の対象となるのは、研究契約書第4条の研究実施計画書において確認できる研究計
	NIBIO	保健医療分野における基礎研究推進事業	画であって、研究契約締結時には予想し得なかった外部要因による、研究に際しての事前
			回 とめって、 研究学刊神福時には ア思し侍なかった外部委員による、 研究に際しての事前 の調査、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、 気象の関係、 資材の入手難その
			他のやむを得ない事由により、当該事業に係る委託費を繰越す必要が生じた場合であり、
			かつ、翌年度内に完了する見込みのあるものであること。
	本省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	基本的には研究計画に沿った支出を求めているが、機器購入の納期が予想以上に遅れた
			場合、不慮の事故等による研究遅延等による事情の場合認めているところ。

## 競争的資金制度 繰越判断基準

農林水産省	NARO	イノベーション創出基礎的研究推進事業	①気象などの影響があった場合 ②素材の入手に困難が生じた場合 ③計画又は設計に関する諸条件の変更が必要になった場合 ④その他やむを得ない場合
経済産業省	NEDO	産業技術研究助成事業	複数年交付決定を実施しており、その期間内に限り、繰越に係る申請内容を交付実施機 関の担当課等で審査し、内容に妥当性があれば承認している。
	NEDO	大学発事業創出実用化研究開発事業	複数年交付決定を実施しており、その期間内に限り、繰越に係る申請内容を交付実施機 関の担当課等で審査し、内容に妥当性があれば承認している。
	JOGMEC	石油・天然ガス開発・利用促進型事業	明文化された審査基準はない。繰越申請内容を研究担当課で審査し、内容に妥当性があ れば認めている。
	本省	地域イノベーション創出研究開発事業	本事業は繰越明許費に登録しており、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決 定の困難、計画に関する諸条件、資材の入手難その他のやむを得ない事由がある場合。
	NEDO	省エネルギー革新技術開発事業	(助成)採択時に認めている期間中であれば、明らかな不用でない限り、承認する。 (委託)採択時に認めている期間中であれば、明らかな不用でない限り、承認する。
国土交通省	JRTT	運輸分野における基礎的研究推進制度	様式・判断基準ともに無し
	本省	建設技術研究開発助成制度	当該助成制度においては規定しておりません
	本省	循環型社会形成推進科学研究費補助金	事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合に
環境省	本省	地球温暖化対策技術開発等事業	おいても引き続いて実施する必要のあるものであり、研究に際しての事前の調査又は研究 方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、資材の入手
	本省	環境研究総合推進費	難その他やむを得ない自由による場合